

家庭



子ともものうそ

ふみ子

私はこの頃、秋の世話して居る幼児の阿母さんにあひまして、色々、其の子の教育に付て話を合をいたしました、處が、阿母さんは「どうも時々うそを申して困ります」といはれましたが、實に此の言葉は私に意外の感を與へました。元來、この子供はどちらかと申せば、鋭敏で、世才に富んで居て、見たり聞たりした事を何時でも快活

によく話しますが私はまだ、其口から虚言を開いた事は一度もありません。

一体四五才から六七才までの幼児が、虚言をいふのは如何な場合でございませうか。想像力の極々盛な幼児が、少しも事實でないこと、例へば「昨日私の家におぼけが来て怖わかつたのですよ」といふ風なことを、眞實らしく話します。而して幼児は斯様なことを申しましたからといつて、少しも自分に都合のよい事がある譯ではありません。全く想像作用のはげしい結果、會て自分が見聞した物事や、話を結合して、斯様なことを申すのであります。故に、此の類は、悪意から出る虚言とは遣ひます。

悪意から出る虚言は、幼児の大きくなるに従つて、種類が多くなりますが、幼いうちには、これ

はしてはなりません。と禁止されてあつたこと、

また いまだ 禁止されてなくつても したあと

で あゝ わるかつたと 幼児自身で思ふ様なこ

とを 監督者の見て居ない處で起ることが多數で

あります。斯様な時、幼児は どうして まこと

を明かさないのでございませうか。或者は 自分

がした悪い事を掩ひかくそうといふ いやしい心

からするのもあります。普通は 實際を明した

あとの呵責や 苦痛をおそれる卑怯の心からする

のが多いとおもひます。性來 不正直の幼児は別

問題といたしまして、性來 左様の傾を持つて居

ない幼児でも 五六才の大切な時代に 不當の取

扱を受けた爲に 憐むべき不正直の兒となるもの

は少くありません。眞に この時代は 正直と

不正直の岐路であります。ほんとに 未來の國民

の二葉を育て居る母 保母などの責任は 實に

重大なものであります。私は 何時でも 白糸の

ことさ、白紙のことさ 染り易い幼児を 自分の

思ふまゝに染め得ることの 類なき愉快を思ふと

共に また 一の非常なるおそれを抱いて居りま

す。即ち この足りない我身 修養の足りない自

分は皆 幼児に 其かげをうつして居るのであり

ます。

そこで 幼児が 監督者の見て居ない處で 禁

止して置いた事、また よくない事をした場合に

は どんなに取扱つてよろしうございませうか。

私は考へます。いきなり 怒りの語氣をもつて

尋ねかけてはなりません。無暗に こわい顔をし

て 怒を含んだ言葉をもつて詰りますと 幼児は

まづ 其怒氣に打たれます。そして 事實を語ら

うとするひまもなく 只 目前のおそろしさに
 自分のした事を隠くします。また 幸に 幼児が
 實を語つた場合には 幼児を敵として、その悪
 を攻撃してはなりません。幼児の味方となつて
 どうか よくなれかしと思ふ温かい優しい情から
 導くのが必要であります。また 後で 度に過ぎ
 た呵責や 苦痛を興へることは 甚だ よくない
 ことと思ひます。斯ういふことを始終されますと
 幼児は 其呵責や苦痛に恐れて 始めから 眞を
 語らない様になります。一体 幼児が 自分のし
 たことが どれ程わるいかといふことは 大人が
 これに對する態度によつて知るものでありますか
 ら 怒でも 攻撃でも 呵責でも 苦痛でも 愛
 情のある 適度の者は 固より 必要であります。
 只今、申しました様に始終 幼児を取扱つて居

りますと 幼児は 何でも 事實を語る様になる
 のが自然であります。しかし 斯様な取扱を受け
 て居て 正直だからといつて 母なり 保母なり
 は 之に満足すべきではありません。若し 斯様
 な幼児が 事實を明した爲に どうしても ある
 怖ろしい結果を受けなければならぬ場合に立ち至
 つたといたしまして、其の時にでも 果して こ
 の兒は眞を語るでございませうか 若し この幼
 兒の勇氣が乏しかつたならば 来るべき結果を恐
 れて偽ることが多いでございませう。故に幼児を
 して 眞の正直者といたしますのには 正直に導
 くと共に 一方に於ては 大に 勇氣を養ふ必要
 があると思ひます。
 初に申しました幼児が 家庭で虚言を申します
 のは 全く 勇氣の乏しい結果であると思ひます。